令和５年度及び令和６年度の各決算に基づく健全化判断比率の修正に関する説明書

三　原　市

1　修正年度
令和５年度及び令和６年度

2　修正指標
将来負担比率
※[　　]内の数値が修正前、下線のある数値が修正後

3　修正原因
公営企業に係る繰出基準額が過少に計上されていたため。

4　総括表

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和５年度決算健全化判断比率	－	－	9.6	12.0 [11.4]
令和６年度決算健全化判断比率	－	－	8.7	13.7 [7.2]
早期健全化基準	11.91	16.91	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	－

（注１）　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。
（注２）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、令和６年度決算における基準

5　将来負担比率

市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

（単位：千円）

区分	令和5年度	令和6年度
①　一般会計等に係る地方債の現在高	57,991,193 [57,991,193]	55,801,018 [55,801,018]
②　債務負担行為に基づく支出予定額	182,550 [182,550]	162,267 [162,267]
③　一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	15,410,762 [15,018,627]	15,600,264 [13,301,746]
④　組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	1,354,907 [1,354,907]	1,188,461 [1,188,461]
⑤　退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	5,691,771 [5,691,771]	5,944,073 [5,944,073]
⑥　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	0 [0]
⑦　連結実質赤字額	0 [0]	0 [0]
⑧　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 [0]	0 [0]
計（①～⑧） ア　将来負担額	80,631,183 [80,239,048]	78,696,083 [76,397,565]
⑨　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	14,975,274 [14,975,274]	14,880,357 [14,880,357]
⑩　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	8,453,889 [8,182,721]	8,569,437 [7,754,247]
⑪　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	54,539,837 [54,539,837]	52,130,875 [52,130,875]
計（⑨～⑪） イ　充当可能財源等	77,969,000 [77,697,832]	75,580,669 [74,765,479]
ウ　標準財政規模	27,544,659 [27,544,659]	27,932,089 [27,932,089]
エ　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,398,313 [5,398,313]	5,290,674 [5,290,674]

（単位：%）

オ　将来負担比率 （小数点第1位未満切捨て）	12.0 [11.4]	13.7 [7.2]

○修正原因（詳細）

③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額のうち、公営企業債等繰入見込額については、企業会計の経常収支が赤字の場合は、「元金残高に一般会計等からの繰入割合（3か年平均）を乗じて算定した額（A)」と「企業会計への翌年度以降の繰出金見込額の累計（B)」を比較し、高い方を計上することとされている。一方、経常収支が黒字の場合は、(A）を計上することとなっている。

しかし、令和5年度及び令和6年度の算定において、下水道事業会計の経常収支が赤字であったにもかかわらず、誤って黒字として取り扱い、(A）を計上していた。この誤りにより、公営企業債等繰入見込額が過少に算出され、結果として、③ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額が過少となっていたため。

また、公営企業債等繰入見込額の修正に伴い、同様の計上方法をとっている⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入のうち、都市計画税充当見込額が過少に算出されていたため。

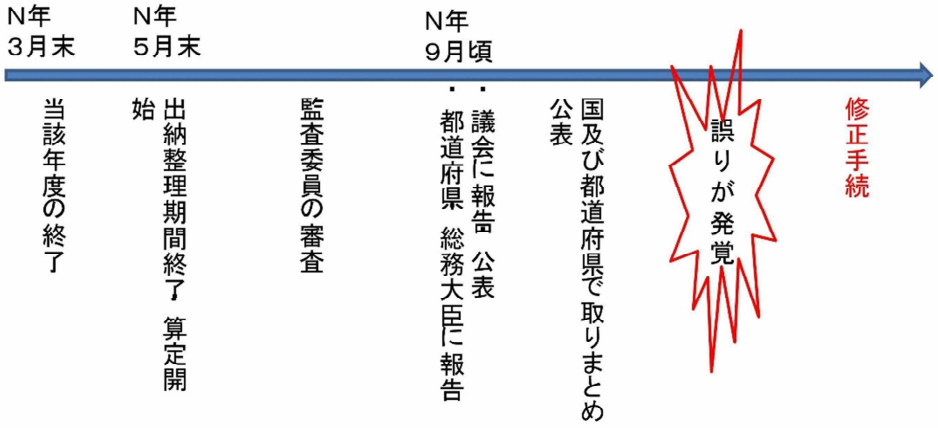
【算定方法】

$$\text{オ　将来負担比率} = \frac{\text{ア　将来負担額} - \text{イ　充当可能財源等}}{\text{ウ　標準財政規模} - \text{エ　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

総務省資料

修正を行う場合の手続①

修正までの流れ



修正を行う場合の手続②

修正の必要性とその流れ

決算の認定において、決算認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、長は決算内容を修正の上再び議会の認定に付することができると解する（昭和28.7.7 行実）。

財政指標についても、議会への報告、公表の後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画等を策定し地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を修正の上、監査委員の審査に付しその意見とともに再び議会に報告し、公表を行うべき。

参考　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

（健全化判断比率の公表等）
第三条　地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。
2　（略）
3　地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。
4　都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
5　総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
6～7　（略）